独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準

農林水産省独立行政法人評価委員会農業分科会（以下「評価委員会」という。）は、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号。以下「法」という。）に基づく独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の業務の実績に関する評価を行うに当たっての基準を次のとおり定める。

１　評価の基本的考え方

（１）独立行政法人は、法第３２条の規定に基づく各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「各事業年度の実績評価」という。）及び法第３４条の規定に基づく中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標の実績評価」という。）を受けなければならないとされている。

（２）各事業年度の実績評価は、当該事業年度における業務の実績の全体について、別紙に定める信用基金の中期計画の中項目（以下「中項目」という。）を評価単位とし、中項目の評価、中項目の評価結果を踏まえた大項目（以下「大項目」という。）の評価及び全体の評価（以下「総合評価」という。）の３段階で行うものとする。

（３）中期目標の実績評価は、中期目標の期間における業務の実績の全体について、（２）の例により行うものとする。

（４）評価委員会は、各事業年度の実績評価及び中期目標の実績評価の結果、信用基金の業務運営について改善すべき点が明らかとなった場合には、改善の方向について勧告するものとする。

（５）評価委員会は、評価を行うに当たって、次の事項について留意するものとする。

ア　独立行政法人の評価のより適正な実施を図る観点から、随時評価手法等の見直しを行うものとする。

イ　その際、法人の事務事業の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、評価を行うに当たり、法人は、費用と効果の関係についての具体的な把握等に努めるものとし、評価委員会は他の法人の状況等も踏まえつつ、こうした法人の取組についても適切に評価するものとする。

ウ　信用基金については、その業務実績が、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により大きな影響を受けるものであること、業務の遂行において過去に締結された契約関係の履行が業務の大きなウエイトを占めること等により、法人の裁量の範囲が限られていることから、法人の業務上の努力が直ちには実績に反映されないという当該法人特有の特殊な事情を十分に参酌することとする。

２　各事業年度の実績評価の方法

（１）中項目の評価方法

ア　中項目の評価は、中項目に係る具体的な項目のうち最小のもの（以下「小項目」という。）の評価結果について、

達成度合がＡとされた小項目を２点

達成度合がＢとされた小項目を１点

達成度合がＣとされた小項目を０点

とし、その集計に当たっては、中項目に含まれる小項目の項目数に２を乗じて得た数を基準として、次の３段階評価で行うものとする。（Ｓ評価とされた小項目についてはＡ評価に１点を加点し３点、Ｄ評価とされた小項目についてはＣ評価に１点を減点し－１点として扱うものとする。）ただし、小項目がない場合は、その中項目の評価指標により、次のイに準じ、３段階評価を行うものとする。

小項目の合計数値の割合が基準となる数値の 90 %以上　Ａ

小項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50 %以上 90 %未満　Ｂ

小項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50 %未満　Ｃ

なお、この結果Ａ評価となった中項目については、各小項目の達成状況その他の要因を分析し、必要に応じてＳ評価とすることができる。また、Ｃ評価となった中項目については、要因を分析をし、必要に応じてＤ評価とすることができる。

イ　小項目の評価は、小項目の定め方に応じて次の方法により行うものとする。ただし、予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、小項目の業務を中止し、又は業務量を減らさざるを得なかった場合は、このような事情を考慮して小項目の評価を行うものとする。

（ア）　小項目に単年度において達成すべき数値目標が定められている場合には、当該数値の達成度合を踏まえ、次の３段階で行うものとする。

（中期目標又は中期計画上「以上」又は「少なくとも」等とされている場合）

数値の達成度合が 100 %以上　Ａ

数値の達成度合が 70 %以上 100 %未満　Ｂ

数値の達成度合が 70 %未満　Ｃ

（上記以外の場合）

数値の達成度合が 90 %以上　Ａ

数値の達成度合が 50 %以上 90 %未満　Ｂ

数値の達成度合が 50 %未満　Ｃ

（イ）　小項目に中期目標期間において達成すべき数値目標が定められている場合には、中期目標期間等を考慮して定めた各事業年度の数値の達成度合を踏まえ、次の３段階で行うものとする。

数値の達成度合が 90 %以上　　A
数値の達成度合が 50 %以上 90 %未満　B
数値の達成度合が 50 %未満　　C

（ウ）　小項目に単年度において達成すべき定性的な目標が定められている場合には、次の例により行うものとする。

（段階的な評価を行うことが適切な場合）

設定した指標が達成された　　A
設定した指標が概ね達成された　　B
設定した指標が達成されなかった　　C

（段階的な評価を行うことが不適切な場合）

設定した指標が達成された　　A
設定した指標が達成されなかった　C

（エ）　中期目標期間中に達成すべき定性的な目標が定められている場合には、（ウ）の例により行うものとする。

（オ）　小項目に複数の指標が設定されている場合には、それぞれの指標の結果を同数の小項目の評価指標とみなすものとする。

（カ）　小項目の評価において、Ｂ又はＣ評価となる見込みの項目については、その要因分析を行うものとする。要因分析の結果、特に必要であると認められるものについては、Ａ又はＢ評価に修正することができるものとする。

なお、Ａ評価の小項目については、達成状況その他の要因を分析し、必要に応じてＳ評価とすることができる。また、Ｃ評価の小項目については、要因を分析をし、必要に応じてＤ評価とすることができる。

ウ　小項目のうち当該事業年度においては業務を実施しないこととされているものについては、各事業年度の実績評価の対象外とする。

エ　小項目のうち要請などに基づく業務及び短期借入金については、当該事業年度において実績がない場合、各事業年度の実績評価の対象外とする。

オ　小項目の評価に当たっては、信用基金から提出された自己評価結果を記載した評価シートを活用するものとする。

（２）大項目の評価方法

ア　大項目の評価は、中項目の評価結果について、

Ａ評価とされた中項目を２点
Ｂ評価とされた中項目を１点
Ｃ評価とされた中項目を０点

とし、その集計に当たっては、大項目に含まれる中項目の項目数に２を乗じて得た数を基準として、次の３段階評価で行うものとする。（Ｓ評価とされた中項目についてはＡ評価に１点を加点し３点、Ｄ評価とされた中項

目についてはＣ評価に１点を減点しー１点として扱うものとする。）ただし、中項目がない場合は、その大項目の評価指標により、３段階評価を行うものとする。

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 90 %以上　　Ａ
中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50 %以上 90 %未満　Ｂ
中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50 %未満　　Ｃ

なお、この結果Ａ評価となった大項目については、各中項目の達成状況その他の要因を分析し、必要に応じてＳ評価とすることができる。また、Ｃ評価となった大項目については、要因を分析をし、必要に応じてＤ評価とすることができる。

イ　大項目の評価を行うに当たっては、次の留意事項等を併せて記載するものとする。

・当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
・中期計画に掲げられた具体的取組内容以外の評価すべき業績
・予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、予定していた業務を中止し、又はその業務量を減らさざるを得なかった場合にあっては、その経緯及び実施した特定の業務の内容

（３）総合評価の方法

ア　総合評価は、中項目の評価結果について、

Ａ評価とされた中項目を２点
Ｂ評価とされた中項目を１点
Ｃ評価とされた中項目を０点

とし、その集計に当たっては、中項目の項目数に２を乗じて得た数を基準として、次の３段階評価で行うものとする。（Ｓ評価とされた中項目についてはＡ評価に１点を加点し３点、Ｄ評価とされた中項目についてはＣ評価に１点を減点しー１点として扱うものとする。）

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 90 %以上　　Ａ
中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50 %以上 90 %未満　Ｂ
中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50 %未満　　Ｃ

なお、この結果、Ａ評価については、業務の実績及び達成度合を総合的に勘案し、必要に応じてＳ評価とすることができる。また、Ｃ評価とした場合には、要因を分析をし、必要に応じてＤ評価とすることができる。

イ　総合評価を行うに当たっては、次の留意事項等を併せて記載するものとする。

・当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
・中期目標終了時点を見据えた各事業年度の業務の進捗状況、残された期間に行うべき事項等

・業務の達成度合が低くＢ又はＣ評価となった項目については、その状況、要因等の分析を行い、今後の改善の方向等

３　中期目標の実績評価の方法

中期目標の実績評価は、上記２に準じて行うものとする。

（別紙）

中期計画に属する各項目	総合評価
第１　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	大項目
１　事業費の削減・効率化	中項目
［中期目標終了時の評価］ (1) 事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）について、14 年度予算対比の削減度合	小項目
［各年度における評価］ (1) 事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）について、14 年度予算対比の各年度の削減度合	小項目
(2) 事業費の削減に向けての努力	小項目
(3) 極力有利な条件での借入れ等による借入金利息の縮減	小項目
(4) サービサーの選定等に当たっての求償権回収に係る費用対効果への配慮	小項目
２　業務運営体制の効率化	中項目
(1) ア．業務運営の効率化	小項目
イ．組織体制・人員配置の見直しによる人員の計画的削減	小項目
(2) 研修計画に基づく研修の実施	小項目
３　経費支出の抑制	中項目
［中期目標終了時の評価］ (1) 一般管理費の 14 年度予算対比の削減度合	小項目
［各年度における評価］ (1) 一般管理費の 14 年度予算対比の各年度の削減度合	小項目
(2) 予算の適正な執行管理	小項目
(3) 役職員に対する費用対効果などのコスト意識の徹底	小項目
(4) 業務実施方法の改善	小項目
(5) 一般競争・指名競争等の実施	小項目
(6) 人件費の抑制	小項目
４　内部監査の充実	中項目
内部監査の充実	小項目
５　評価・点検の実施	中項目
評価・点検の実施	小項目
６　情報処理システムの効率的・段階的な開発・運用	中項目
［中期目標終了時の評価］	

情報処理システムの効率的な開発・運用	小項目
［各年度における評価］ 情報処理システムの効率的な運用	小項目
第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	大項目
１　事務処理の迅速化	中項目
(1) 保険引受等の業務内容に応じた標準処理期間内の事務処理の達成度合	小項目
(2) 農業信用保険業務における基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議及び大口保険引受についての基金協会との意見調整及び代位弁済前の基金協会との事前協議の徹底	小項目
(3) 漁業信用保険業務における大口保証引受についての事前打合せの対象範囲の拡大及び基金協会との求償権に関する情報の共有化	小項目
(4) 業務処理の方法の改善	小項目
２　利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映	中項目
(1) ア．ホームページでの情報提供の充実	小項目
イ．ホームページの更新に要する期間を１週間以内とし、情報提供を迅速化	小項目
［中期目標終了時の評価］ ウ．毎年度平均で 6,000 件以上のアクセス件数	小項目
［各年度における評価］ ウ．アクセス内容の分析	小項目
(2) 農業信用保険業務における情報提供	小項目
(3) 林業信用保証業務のＰＲ活動の推進	小項目
(4) 漁業信用保険業務における情報提供	小項目
(5) 農業災害補償関係業務における情報提供	小項目
(6) ア．アンケート調査等の実施	小項目
イ．アンケート調査等により集めた利用者の意見を的確に業務運営に反映する仕組みの検討・反映	小項目
３　適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	中項目
(1) ア．農業信用保険業務における保険料率算定委員会の検討	小項目
イ．林業信用保証業務における保証料率算定委員会の検討	小項目

ウ．漁業信用保険業務における保険料率算定委員会の検討	小項目
(2) 基金協会職員向けの研修会の開催	小項目
(3) 信用基金の相談機能の強化に向けた取り組み	小項目
(4) ア．農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における貸付金利の適切な設定	小項目
イ．林業信用保証業務における貸付金利の適切な設定	小項目
ウ．農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務における貸付金利の適切な設定	小項目
第３　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	大項目
１　経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取り組み ［中期目標終了時の評価］	中項目
２　法人運営における資金の配分状況	中項目
３　業務収支の均衡	中項目
(1) 代位弁済率及び事故率 ［中期目標終了時の評価］	
(1) ア．林業信用保証業務の代位弁済率の達成	小項目
イ．農業信用保険業務の事故率の達成	小項目
ウ．漁業信用保険業務の事故率の達成	小項目
［各年度における評価］ (1) ア．林業信用保証業務における代位弁済率（中期目標：2.98％）の状況	小項目
イ．農業信用保険業務における事故率（中期目標：0.13％）の状況	小項目
ウ．漁業信用保険業務における事故率（中期目標：1.15％）の状況	小項目
(2) 求償権の回収、保険料・保証料等の徴収 ア．求償権の回収実績の向上	小項目
イ．保険料・保証料・貸付金利息の確実な徴収	小項目
ウ．共済団体等に対する貸付金の確実な回収	小項目
(3) 求償権の管理・回収、保険料・保証料等の確実な徴収等収支改善に向けた取り組み	小項目
４　責任準備金の適切な計上	中項目
第４　長期借入金の条件	大項目
極力有利な条件での借入れ	中項目

第５　短期借入金の限度額	大項目
［中期目標終了時の評価］ 短期借入金の限度額	中項目
第６　重要な財産の譲渡等の計画	大項目
［中期目標終了時の評価］ 一番町事務所の譲渡の計画的実施	中項目
第７　剰余金の使途	大項目
得られた成果	中項目
第８　施設及び設備に関する計画	大項目
［中期目標終了時の評価］ 事務所統合の計画的実施	中項目
第９　人事に関する計画	大項目
１　人員に関する指標	中項目
２　人材の確保及び養成に関する計画	中項目
(1) 専門性を有する人材の確保	小項目
(2) ア．個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理	小項目
イ．職員に対する研修制度の充実	小項目